

第76号議案

北部大阪都市計画地区計画の決定（高槻市決定）について

- ・ 地区計画案の策定の経緯
- ・ 都市計画法等に基づく手続き
- ・ 区域界説明図

1 地区計画案の策定の経緯

- ・財務省近畿財務局では、日吉台四番町の公務員宿舎の売却を予定
- ・地元が近畿財務局に対して、地域のまちづくりへの配慮を要望



近畿財務局が一定の理解を示し、地域・近畿財務局・市の三者で当地区の土地利用ルール（地区計画）を検討する会議を設置



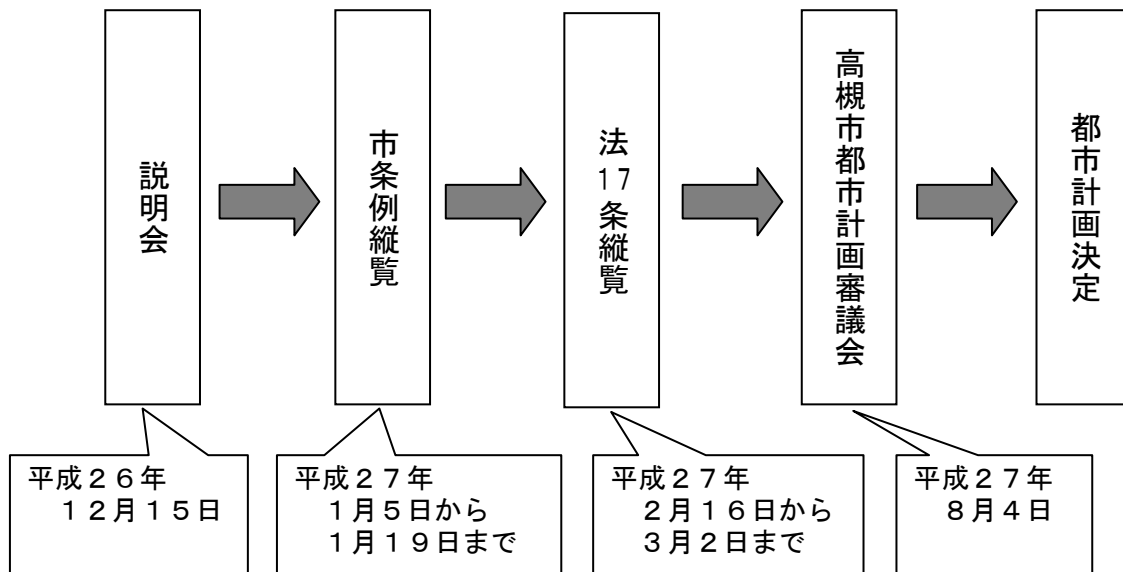
日吉台四番町地区 地区計画連絡会議	
構 成 員	1 日吉台自治会街づくり委員会 2 財務省近畿財務局管財部 3 高槻市都市創造部都市づくり推進課
開催実績	第1回 平成26年7月22日開催 第2回 平成26年8月29日開催 第3回 平成26年10月16日開催
都市計画に係る 主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の一部には日常に必要な店舗など立地可能な用途に幅を持たせてもよいのではないか。 ・周辺と調和するよう全て低層建築物となるようにできないか。

上記意見を受けて、主として以下の項目を地区計画に反映した。

建築物の用途の制限の考え方	住宅、診療所兼住宅のほか、一部区域で500㎡以内の店舗等の生活利便施設も許容
壁面の位置の制限の考え方	北側の敷地境界線と道路境界線まで1m以上、その他は0.5m以上
建築物の高さの限度の考え方	第一種低層住居専用地域、第一種高度地区と同等の制限、軒高7.0m以下

2 都市計画法等に基づく手続き

○手続きフロー図



○説明会の開催（法第16条）

日 時	平成26年12月15日（月）14:00～15:00
場 所	日吉台自治会館
参加者数	14名
主な意見	・地区計画の内容に加え、周辺地区で定められている日吉台建築協定も遵守してほしいとの地元要望を、開発業者に対して説明してほしい。

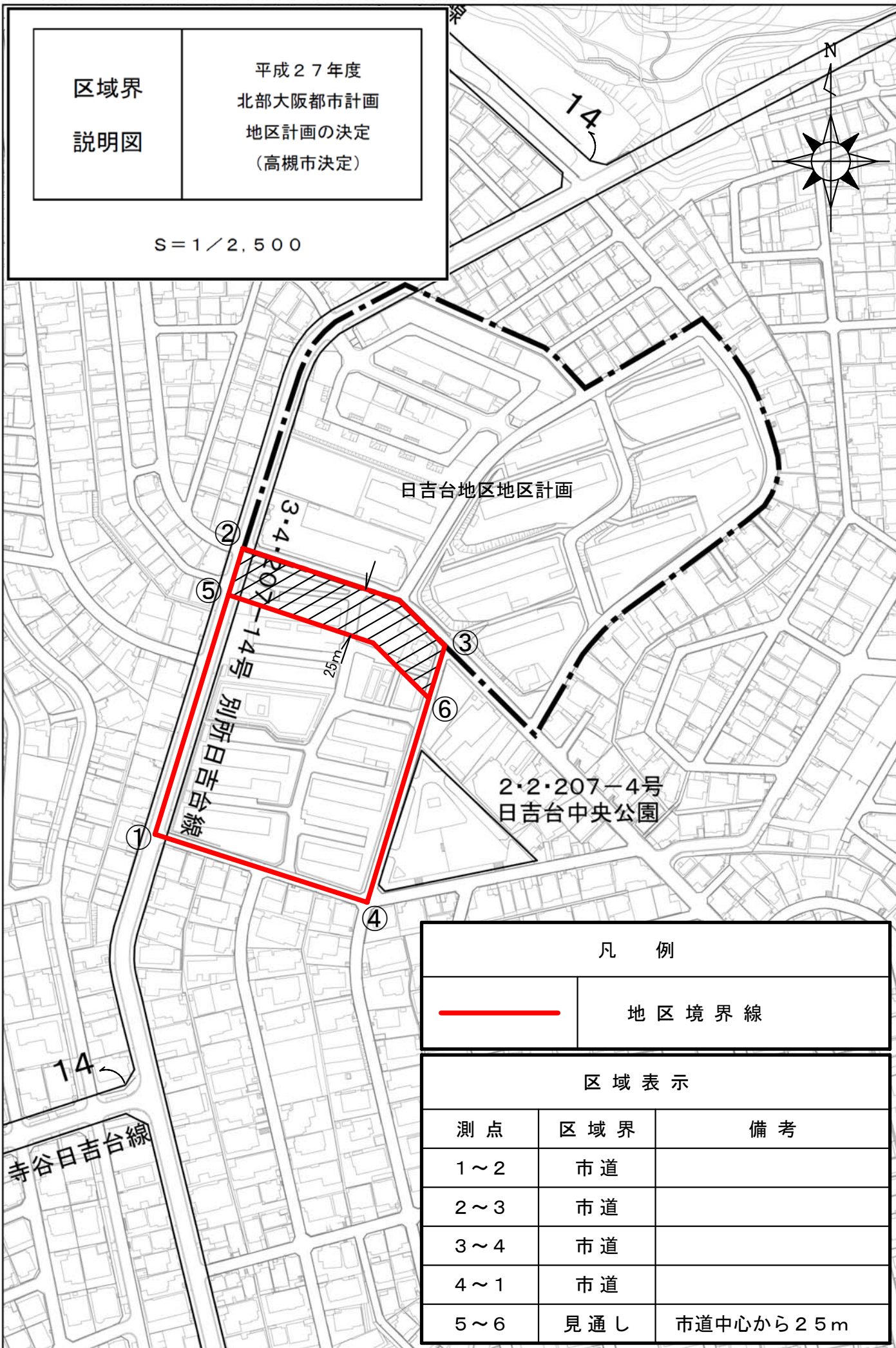
○都市計画の案の縦覧

高槻市地区計画等の案の作成手続に関する条例に基づく縦覧

縦 覧 期 間	平成27年1月5日（月）～1月19日（月）
意見書の提出	なし

都市計画法に基づく縦覧（法第17条）

縦 覧 期 間	平成27年2月16日（月）～3月2日（月）
意見書の提出	なし



区域界
説明図


平成27年度
北部大阪都市計画
地区計画の決定
(高槻市決定)

S = 1 / 2,500

日吉台地区地区計画

3・4・207-14号
別所日吉台線

2・2・207-4号
日吉台中央公園

凡 例	
	地区境界線

区域表示		
測点	区域界	備考
1~2	市道	
2~3	市道	
3~4	市道	
4~1	市道	
5~6	見通し	市道中心から25m